

茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

文化・子育て複合施設「おにクル」の整備を進める市民会館跡地エリアは、中心市街地における将来の都市構造「2コア1パーク」を形成するパーク機能として位置付けられているところである。

「おにクル」と市役所間の市役所前線についても、パーク機能の一部として、交通の安全性確保やエリア全体の価値向上といった視点から、一部廃道を見据えた歩行者中心の空間整備について検討してきたが、その推進にあたっては、単なる道路整備ではなく、市民会館跡地エリア全体との関係性を整理しつつ、人々の行動の変化についての検証を行いながら、おにクルと調和したデザイン性や、パーク機能向上を図るファニチャーの配置など、まちづくりに係る高度かつ専門的な知識や先進的な企画力が求められるところである。

そこで、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務

(2) 業務の目的

市役所前線の歩行者中心の空間整備に向け、各種調査やデザイン面の検討を行うことにより、「おにクル」整備後の利用者等の安全性確保や、パーク機能としての価値向上を図る。

(3) 業務内容

ア 市役所前線基本計画等策定支援業務

市民の活動や過ごし方をイメージしながら、パークエリア全体の価値向上を図るような市役所前線のあり方を基本計画としてまとめる。

イ 調査業務

1) 測量調査

2) 地下埋設物調査

3) 都市構造再編集中支援事業の指標作成の参考となる調査業務

ウ 基本設計業務

市役所前線等の平面図、縦横断面図、植栽計画図、照明計画図の作成及び概算費用の算出

エ パース、動画等作成業務

デザインや使い方のイメージ共有を図るため、パースや動画等を作成する。」

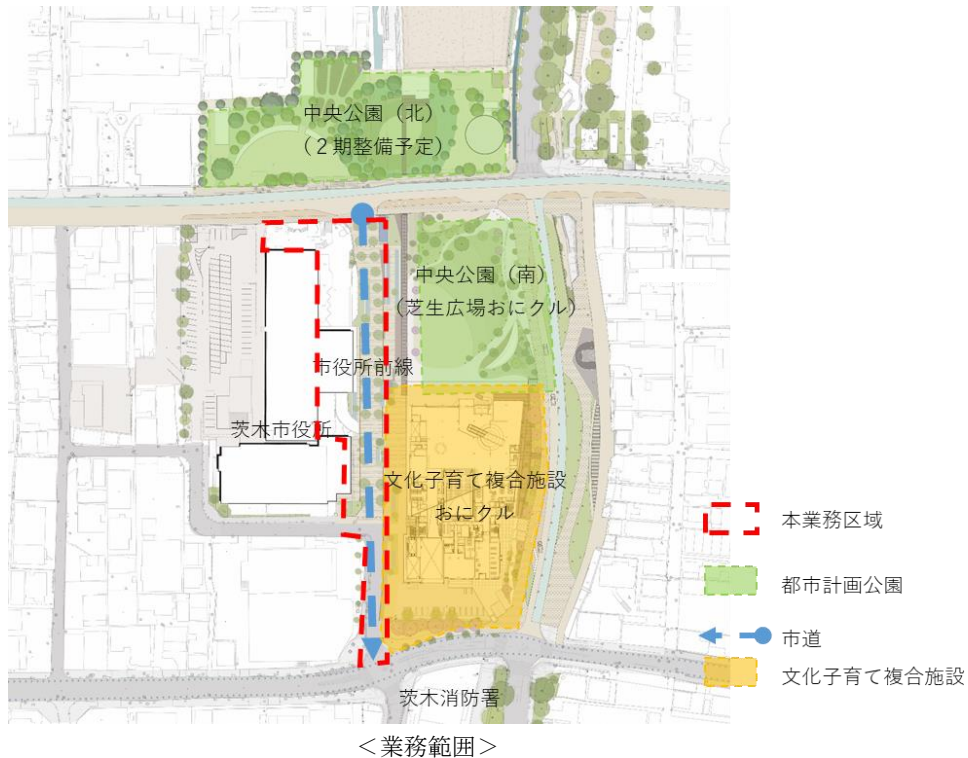
オ 社会実験

市役所前線の一部を通行止めとし、デザインや家具等の配置で空間の
使われ方や行動がどのように変化するかを観察する社会実験を行う。

1) 令和4年度：1～2日間程度

2) 令和5年度：2日間程度

(範囲や開催日時間については、警察等と協議の上決定する。)



カ その他策定支援に関係する業務

(4) 業務期間 契約締結日から令和6年3月22日まで

3 当該業務の予算額等

令和4年度： 5,095,000円(税込)

令和5年度： 23,505,000円(税込)

予算額(合計)：28,600,000円(税込)

※各年度に実施した業務のうち、業務が完了した部分について予算額を上限として委託料を支払う。

なお、提案額(参考見積額)が、予算額(合計)を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額(合計)以下で設定するものとする。

年度	仕様書の業務内容
R4	イ 調査業務(一部)
	オ 社会実験実施業務(R4実施分)
	カ その他業務
R5	ア 基本計画等策定
	イ 調査業務(一部)
	ウ 基本設計業務
	エ パース、動画作成業務
	オ 社会実験実施業務(R5実施分)
	カ その他業務

＜各年度に実施する業務イメージ＞

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、同名簿に登録されていない者が参加を希望し、その者が候補者となった場合は、別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民会館跡地活用推進課あてに送信すること。

提出期限：令和4年7月15日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課

E-mail：atochi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 市民会館跡地活用推進課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkai/kanatochikatuyou/menu/kouji/58616.html>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部市民会館跡地活用推進課

（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和4年7月19日（火）午後5時まで（厳守）

エ 提出方法：持参または郵送（提出期限までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、参加希望者に対し、「参加資格審査結果通知書」（様式5号）を郵送する。（令和4年7月20日（水）の発送を予定。）

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市民会館跡地活用推進課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ縦）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

① 市役所前線等基本計画の策定に係る提案

計画の策定にあたり、市民会館跡地エリア整備に係るこれまでの本市の取り組みを踏まえたうえで、「おにクル」や市役所との機能分担や、様々な使い方に対応できる可変性のあるファニチャー、価値向上につながるデザイン性等について、どのようなアプローチで検討を行うか提案を行うこと。なお、以下の項目については必ず提案を行うこと。

- i) 将来の使い方を想定した市役所前線の役割を踏まえ、跡地エリア全体の価値向上につながるような整備についての企画提案
- ii) デザインコンセプト検討にあたってのベースとなる考え方についての提案

※ 計画の策定にあたり、どのような資料を作成し、どのような検討を行うかなどについて、わかりやすく記載すること。

※ 市民会館跡地エリア整備に係るこれまでの本市の取り組みについては、本市ホームページ（下記URL）を参照すること。なお、その他の関係資料については、参加者に対し個別に貸与することとする。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikatochikatuyou/menu/kentou/index.html>

② パース、動画作成業務に係る提案

市役所前線の将来について共有を図るためのパースや動画の作成イメージについての提案を行うこと。また、想定されるパースの数及び動画の長さについても提案を行うこと。

③ 社会実験等に係る提案

人々の行動の変化について、より具体的に検証できる社会実験等の手法について提案を行うこと。

④ 各業務の実施スケジュール

仕様書に記載の各業務について、どのようなスケジュールで実施するかについて提案を行うこと。

⑤ 業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施

するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことのほか、独自の視点から本市にとって有益となる事項についての提案

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

様式7号には、令和4年度及び5年度の見積金額の合計額（税抜き）を記載すること。

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記8(2)アの副本には、企業名を入れないこと。

上記8(2)イについては正本1部のみ提出すること。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和4年8月2日（火）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館3階

企画財政部市民会館跡地活用推進課事務室

ウ 提出方法：持参もしくは郵送に限る

（郵送の場合は提出期限までの必着とする。）

エ 提出部数

上記8(2)提出書類アの書類を正本1部、副本6部（計7部）

イの書類を正本1部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、6ページ10(1) 第1次審査＜事務局審査＞で示す審査基準に基づいて審査し、評価

の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において＜事務局審査（第1次審査）＞及び＜プレゼンテーションによる委員審査（第2次審査）＞を併せて行う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションによる審査を実施する。審査は7ページ記載の第2次審査＜プレゼンテーションによる委員審査＞で示す審査基準に基づいて行い、第2次審査の評価点と第1次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととする。資料の差し替えや追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は3人以内とする。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、提案者は、プレゼンテーションをオンラインもしくは対面のどちらで実施するか選択できるものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和4年8月3日（水）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により、通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和4年8月3日（水）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により、第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和4年8月11日（木）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和4年8月12日（金）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

③ 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和4年8月22日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査＜事務局審査＞

審査基準		審査内容	配点
業務実施体制調書等内容		担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。 ①配置される人員のうち、業務経験5年以上の技術士又は建築士の配置予定があるか。(人数×3点) ②配置される人員のうち、業務経験2年以上5年未満の技術士又は建築士の配置予定があるか。(人数×2点) ③配置される人員のうち、業務経験2年未満の技術士又は建築士の配置予定があるか。(人数×1点)	10
業務実績調書等内容		同種・類似業務の実績は十分か。 同種(実績件数×2点)：道路空間の多様な利用や高質な空間整備の検討に係る計画策定もしくは設計業務 類似(実績件数×1点)：公園や広場の多様な利用や高質な空間整備の検討に係る計画策定もしくは設計業務	20
提案額(参考見積額)		業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (最低見積金額/見積金額)×25点 ※小数点以下切り捨て	25
合計			55

第2次審査＜プレゼンテーションによる委員審査＞

(配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
基本計画策定	空間の価値向上	市民会館跡地エリア整備に係るこれまでの本市の取り組みを踏まえたうえで、空間の使い方やファニチャーの配置など、パークエリア全体の価値向上につなげるための適切なアプローチ方法について提案がなされているか。	15
	デザインコンセプト	デザインコンセプトの検討にあたり、適切なアプローチ方法について提案がなされているか。	15
パース、動画作成業務		市役所前線の将来像について可能性を感じられ、イメージが共有されるようなパースや動画の作成につながる提案がなされているか。	5

社会実験実施業務	空間の使われ方や人々の行動の変化について観察できる適切な実験手法についての提案がなされているか。	10
提案の妥当性	実現可能な提案がなされているか。また、スケジュール・実施方法等、妥当な提案がなされているか。	5
独自性や新たな提案	本実施要項及び仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	5
合計		55

(2) 配点

①事務局審査 55点

②委員審査 165点 (55点×3委員)

①と②の合計220点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「空間の価値向上」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「空間の価値向上」の評価点が高同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価の合計点数が(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をも

って当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和4年7月15日（金）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和4年7月12日（火）午前9時から 令和4年7月19日（火）午後5時まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
参加資格審査結果通知	令和4年7月20日（水）発送
企画提案書提出期間	令和4年7月21日（木）午前9時から 令和4年8月2日（火）午後5時まで（厳守）
審査結果通知（第1次）	令和4年8月3日（水）発送
第2次審査	令和4年8月9日（火）（予定）
審査結果通知（第2次）	令和4年8月12日（金）発送（予定）
契約締結	令和4年8月25日（木）（予定）
業務開始	令和4年8月26日（金）（予定）

15 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者

- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課 担当 山根、末松、的場
TEL 072-655-2757 (直通)
E-mail : atochi@city.ibaraki.lg.jp